

1. 件名:「使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正等を踏まえた日本原子力研究開発機構との面談（5）」

2. 日時:平成30年5月10日(木) 16時50分～17時00分

3. 場所:原子力規制庁10階研究炉等審査部門横会議卓

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

長谷川安全規制調整官、沖田管理官補佐、池谷係長、森野専門職、加藤係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部室長 他2名

5. 要旨

(1)日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、他の組織への技術情報の共有について、以下のとおり説明を受けた。

○他の令41条該当使用者等に対し、5月8日に情報共有専用のホームページを開設した旨を連絡した。

○情報共有専用のホームページでは、公開済みの法令報告事象について、見やすいように纏めている。

(2)原子力規制庁から、以下について指摘した。

○情報共有については、他の組織の使用施設等の保安の向上にいかせる情報を提供しなければ意味がない。法令報告事象に限定せず、他の組織が活用できる情報も提供することが必要ではないか。

(3)原子力機構から、本日の原子力規制庁からの指摘を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. その他

[「使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正等を踏まえた日本原子力研究開発機構との面談（4）」](#)